

高齢者の保養宿泊費を助成

市内在住の70歳以上で三鷹市が契約する施設を利用する方に、年度(4月～翌年3月)に1回、宿泊費の一部を助成します。なお、介護保険の要介護1～5の認定を受けている方は、同行する介護者も助成の対象になります。

利用できる施設 市民保養所「箱根みたか荘」「川上郷自然の村」、指定契約旅館(下表)。

▼「箱根みたか荘」「川上郷自然の村」は市民課(市役所1階 番窓口)で料金の支払時に、そのほかの旅館は予約後、宿泊の10日前までに高齢者支援室(市役所1階 番窓口)で助成の申請をしてくだ

所在地	施設名	電話番号
伊香保(群馬)	ホテル銀水	0279-72-3711
御坂(山梨)	トロンの湯	055-263-1131
石和(山梨)	ホテル平安	055-263-5811
"	石和簡保保養センター	055-262-3755
戸倉(長野)	笹屋ホテル	026-275-0338
湯河原(神奈川)	青巒荘	03-3412-8761 0465-63-3111
箱根(神奈川)	箱根湯本ホテル	03-3262-3587 0460-5-8800
真鶴(神奈川)	一望閣	0465-68-1251
熱海(静岡)	西熱海ホテル	03-3526-3755 0557-81-1111
焼津(静岡)	ホテルアンピア松風閣	03-3851-2711 054-628-3131
熱川(静岡)	熱川グランドホテル	0557-23-2121
河津(静岡)	七滝温泉ホテル	0558-35-7311
天城(静岡)	旅館 月ヶ瀬	03-3371-7110 0558-85-0230
土肥(静岡)	桂川シーサイドホテル	0558-98-1115
青梅(東京)	青梅簡保保養センター	0428-23-1171
箱根(神奈川)	箱根みたか荘	0422-45-1151
川上村(長野)	川上郷自然の村	0422-45-1151

とはできません。必ず宿泊前に申請してください。
⇩ 高齢者支援室 ☎内線 2627

介護保険

介護保険料の個別軽減制度
市では、次のすべての要件に該当する方に、介護保険料の個別軽減を実施しています。

要件 65歳以上で、介護保険料の区分が第1段階または第2段階で生活保護を受けていない。平成16年中の収入が単身世帯で150万円(第1段階者は75万円)以下(世帯員が1人増すことに50万円加算した金額になりま

段階	前年収入額	軽減後
第1段階	75万円以下	第1段階の半額
第2段階	150万円以下	第1段階と同額
第2段階	75万円以下	第1段階の半額

す。なお収入には、遺族年金や障害年金などの非課税収入や仕送りも含め、世帯全員の収入が対象となります。自己の居住用を除き、処分可能な不動産を持たない。150万円(2人以上の世帯は300万円)を超える預貯金などの資産を持たない。住民税が課税されている人の扶養を受けていない。
軽減内容 上表のとおり申請に必要なもの 平成17年度の介護保険料通知書、平成16年中の本人と世帯全員の収入が分かるもの(年金の支払通知書など)、本人と世帯全員の預貯金通帳またはその写し、認め印。
▼9月30日(金)までの午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)、高齢者支援

室(市役所1階①番窓口)で申請書類を記入し、申し込む。市役所にこられない方は高齢者支援室 ☎内線 2687へご相談ください。

介護保険料特別徴収開始通知書を送ります
介護保険料が特別徴収(年金から差し引き)となる方へ、10月・12月・平成18年2月の徴収額などをお知らせする「介護保険料特別徴収開始通知書(本徴収)」を8月12日(金)に発送します。

対象は4月1日現在、年齢・退職を事由とする年額18万円以上の年金を受給している65歳以上の方です。複数の年金を受給している方は、1つの年金から差し引き徴収されます。
受給する年金の合計額が18万円以上でも、それぞれが年

金に発送します。
対象は4月1日現在、年齢・退職を事由とする年額18万円以上の年金を受給している65歳以上の方です。複数の年金を受給している方は、1つの年金から差し引き徴収されます。
受給する年金の合計額が18万円以上でも、それぞれが年

新しい(受給者証)を郵送します
現在お持ちの心身障害者医療費助成制度(受給者証)の有効期限は8月31日(水)です。所得審査を行い、引き続き対象となる方には8月中旬に新しい受給者証を郵送します。なお、平成17年1月2日以降に三鷹市に転入した方は、1月1日時点で住所のあった市区町村で平成17年度の住民税課税(非課税)証明書(平成16年中の所得および控除がすべてわかるもの)を取得し、地域福祉課(市役所1階 番窓口)へ提出してください。

心身障害者医療費助成制度(心障) 市内の聴覚障がいのある方は338人。内訳は18歳未満19人、18歳以上319人(平成17年4月1日現在)
本シリーズについて、「意見」「感想」を「〒181-8555三鷹市役所地域福祉課」・☎47-6577・chiki@city.mitaka.tokyo.jpへお寄せください。

(心のバリアフリー推進委員会)

市内の聴覚障がいのある方は338人。内訳は18歳未満19人、18歳以上319人(平成17年4月1日現在)

本シリーズについて、「意見」「感想」を「〒181-8555三鷹市役所地域福祉課」・☎47-6577・chiki@city.mitaka.tokyo.jpへお寄せください。

聞こえない、 に 向き合って

心のバリアを 超えて

最終回

耳の聞こえない人、といってもいろいろなです。生まれつき耳の障がいであつた聞こえない人(聾)、聞こえにくい人(難聴)、事故や病気で聞こえなくなった人(中途失聴)、また老人性難聴といつて年をとると聞こえにくくなります。

地域から離れ訓練の日々

昭和10年、神奈川県生まれのAさんと親子のような40代の三鷹生まれのBさん。二人は共に生まれつき耳が聞こえません。二人とも小さいころは聞こえないといつて自分からず、みんな一緒だと思ひ、周りの子どもと遊んでいたそうです。

昭和16年、神奈川県立平塚聾学校初等部に入學したAさんは近所の友達と別れ寄宿舎に。まず声を出す訓練でした。毎日、先生の喉を押さえる声の出し方を知り、鏡に口を映して声を出す練習をしました。難しく覚えてくれないAさんに、先生の生徒が肩をたたいて教えてくれたそうです。

昭和28年に卒業したAさんは洋裁を学び、テラーに勤務。その後、結婚し三鷹にBさんも高等部のおと専攻科で和裁を学び、やがて結婚。いすれにしても技術を身につける、は障がい克服の一つのセオリーです。苦労は? の質問に一人がまず挙げたのが子育てです。

夜泣きしても分からない。主人の母が電灯をつけて教えてくれ、それでオムツを替えたりした。幼稚園の入園式や小学校の個人面談はすべて筆談。時間がかかるのでいつも最後だった、というのはAさん。Bさんも子どもの夜泣きには苦労。でも、今では技術の進歩により声に反応して振動する枕があり、福祉制度の充実により日常生活用具として申請すれば使えるそうです。

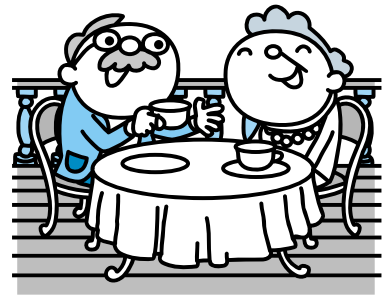
しかし、息子さんの看病で病院に泊まったとき、お知らせシステムが持ち込み禁止で夜間、息子の泣き声が聞こえなくて困りました。幸い隣の患者さんが起こしてくれたそうです。

暮らしの中で耳から得る情報はたくさん

額18万円に満たない方や、障害年金や遺族年金などのみ受給の方は特別徴収の対象となりません。また、今年度65歳になる方、他の市区町村から転入した方、所得段階が変更になった方、4月1日時点で年金を受けていなかった方などは、今年度は特別徴収の対象となりません。これらの方は、保険料を納入通知書で直接納めていただきます。

なお、平成18年4月の保険料徴収額は2月と同額となります。
⇩ 高齢者支援室 ☎内線 2687

これもび ほつと・サイクル・S・カフェでおしやべりを
NPO法人これもびでは、市との協働でおおむね65歳以上の高齢者の方と一緒に毎月



し引いた額を助成する制度です。ただし所得制限があります(表)。20歳以上の方は本人所得、20歳未満の方は世帯主などの所得を対象。各種控除が受けられる場合があります(表)。また、次のいずれかの方は対象になりません。生活保護受給者、健康保険未加入者、児童福祉法または知的障害者福祉法による施設入所者、老人保健医療受給者証を持つ一部負担金(表)

区分	住民税が課税されている方	住民税が非課税の方
外来のみの場合	医療費の1割 月額上限12,000円	一部負担はありません
入院を含む場合	医療費の1割 月額上限40,200円 食事療養費標準負担額1日780円	食事療養費標準負担額1日780円 軽減措置あり(医療保険への申請が必要)

扶養家族数	所得額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円

住民税が課税されている方、新規65歳以上の方(ただし64歳までに右記の等級の手帳を取得し、次のいずれかに該当する方は対象になります。都内に住所を有することになった方、生活保護を受けていた方、児童福祉法または知的障害者福祉法による施設に入所していたため、受給者証の申請をすることができなかった方)。
⇩ 地域福祉課 ☎内線 2618